

1964年4月2日(第6日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時35分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪	2番	比嘉定	3番	天仲久	雄	雄
4番	安次富盛	5番	正川嘉	6番	仲安村	春	春
7番	稲嶺正	8番	石田真	9番	安里里	安	安
10番	又吉弘	12番	大川英	13番	伊佐佐	真	真
14番	仲村喜	15番	大宮盛	16番	伊宮武	做	做
17番	伊佐真	18番	中里幸	19番	武島	行	行
20番	仲村盛	21番	古波清				

3. 不応招議員は次のとおりである。

11番 石川 繁

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは、次のとおりである。

市長	仲村 春勝	助役	具屋 真徳	収入役	沢し 安一
総務課長	松川 正義	住民課長	仲村 春信	民生課長	当山 全喜
財政課長	奥里 将俊	経済課長	伊佐 友誠	水道課長	国吉 真鏡
建設課長	鳥袋 昌兼	消防団長	大城 仁幸		

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城 光雄 書記 照屋 毅・鳥袋 真由・知念 善光

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 陳情第1号, 道路工事早期施工方陳情について。  
" 2. 陳情第2号, 公設市場使用料値下方陳情について。  
" 3. 議案第10号, 宜野湾市附属機関設置について。  
" 4. 議案第15号, 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について。  
" 5. 議案第7号, 1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算について。

1964年4月2日(第6日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時35分~午後 時 分 )

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	久太郎	2番	比嘉定亮	3番	天仲久盛	雄果	
4番	次宮盛信	5番	正川真六	6番	仲村里春	明得	
7番	稲嶺正康	8番	石田真英	9番	安里安真	行男	
10番	又吉正弘	12番	大川昇	13番	伊佐里		
14番	仲村喜永	15番	宮城昌助	16番	伊佐里		
17番	伊佐貞壽	18番	中里幸助	19番	宮武島		
20番	仲村盛光	21番	古波蔵清次郎				

3. 不応招議員は次のとおりである。

11番 石川 繁

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは、次のとおりである。

市長	仲村 春勝	助役	具屋 真徳	収入役	沢し 安一
総務課長	松川 正義	住民課長	仲村 春信	民生課長	当山 全喜
財政課長	奥里 将俊	経済課長	伊佐 友誠	水道課長	国吉 真義
建設課長	島袋 昌兼	消防団長	大城 仁幸		

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城 光雄 書記 照屋 毅・島袋 真由・知念 善光

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 陳情第1号、道路工事早期施工方陳情について。  
\* 2. 陳情第2号、公設市場使用料値下方陳情について。  
\* 3. 議案第10号、宜野湾市附属機関設置について。  
\* 4. 議案第15号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について。  
\* 5. 議案第7号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算について。

104  
58  
9. 会議の<sup>取</sup>成未

議 長～出席議員12名であります。市町村自治法第53条によつて議会は成立いたしますので、只今<sup>本</sup>今日の会議を開きます。  
(午前10時35分)

議 長～休憩をして、諍和<sup>効</sup>前補償獲得期成会事務局長の宮城氏をお呼びしてありますので、補償問題について説明をお聞きしたいと思つております。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時37分)  
” ～18番、1番、17番議員の出席を報告いたします。

議 長～再開いたします。(午後2時15分)

議 長～陳情第1号、道路工事早急施工方陳情についてを議題といたします。本陳情案件は先に経工委員会に付託してありましたが、その結果報告書がまいつておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます

議 長～経工委員長の報告を求めます。

経工委員 長～御報告いたします。只今事務局長が朗読した報告書の通りでございます。この報告の中の附帯意見にあります様に地主組合の当該地域の諸問題を1日も早く精算するよう指導助言をなすべきであるとうたつてありますけれども、該地区は新城の地主組合が、いわゆる主体になりまして、市の指導の下に組合を結成し、そして区画整理をやつたのであります。一応区画整理はできたとは申しますものの、その事務処理の面を申し上げれば換地分合といつた様な面で未だ精算事務かれこれが残つていよう様で、そういう関係でそういう問題が精算されない理由がありますので、いわゆる市当局への移管がまだなされていないと、したがって都市計画、市自体として都市計画という面から手がつけられないと、しからばその道路を放つておいて良いのかといつた様な面から検討いたしました訳でございますけれども、現状としては一応一般土木の予算でもつて該地域の道路整備をしてもらいたいと、すでに人口も密集しておりますので該地域の現状をそのまま放置するということは保健衛生面かたは非常にゆ慮される点多々あるのであります。このたびの陳情としましてはお手許にお配りになつてその陳情書の添付書類の中の道路3と道路の整備でございますけれども該道路が實際、側溝側よりも道面状態が低いといつた様な状態でございます。先にも申し上げました様にいわゆる諸問題がまだ解決されないが故に市として直接どうと、引き取る観にもいかな様でございますけれども、一応そういう問題は、さて置いて市自体としても組合に対してその問題の精算を1日も早くする様指導助言をしてもらいたいと

## 9. 会議の概末

議 長～出席議員12名であります。市町村自治法第53条によつて議会は成立いたしますので、只今本日の会議を開きます。

(午前10時35分)

議 長～休憩をして、諍和発効前補償獲得期成会事務局長の宮城氏をお呼びしてありますので、補償問題について説明をお聞きしたいと思つております。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時37分)

・～18番、1番、17番議員の出席を報告いたします。

議 長～再開いたします。(午後2時15分)

議 長～陳情第1号、道路工事早急施工方陳情についてを議題といたします。本陳情案件は先に経工委員会に付託してありましたが、その結果報告書がまいつておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～経工委員長の報告を求めます。

経工委員長～御報告いたします。只今事務局長が朗読した報告書の通りでございます。この報告の中の附帯意見にあります様に地主組合の当該地域の諸問題を1日も早く精算するよう指導助言をなすべきであるとうたつてありますけれども、該地区は新城の地主組合が、いわゆる主体になりまして、市の指導の下に組合を結成し、そして区画整理をやつたのでありますが、一応区画整理はできたとは申しますものの、その事務処理の面を申し上げれば換地分合といった様な面で未だ精算事務かれこれが残つている様で、そういう関係でそういった問題が精算されない理由がありますので、いわゆる市当局への移管がまだなされていないと、したがって都市計画、市自体として都市計画という面から手がつけられないと、しからばその道路を放つ放つておいて良いのかといった様な面から検討いたしました訳でございますけれども、現状としては一応一般土木の予算でもつて該地域の道路整備をしてもらいたいと、すでに人口も密集しておりますので該地域の現状をそのまま放置するということは保健衛生面かれこれからも非常にゆう慮される点が多々あるのであります。このたびの陳情としましてはお手許にお配りになつているその陳情書の添付書類の中の道路3という道路の整備でございますけれども該道路が突際、側溝よりも道面事態が低いという様な状態でございます。先にも申し上げました様にいわゆる諸問題がまだ解決されないが故に市としては直接どうと、引き取る訳にもいかない様でございますけれども、一応そういう問題は、さて置いて市自体としても組合に対してその問題の精算を1日も早くする様指導助言をしてもらいたいと

84

いうことを一応理由に挙げてあります。以上が付帯意見の説明でございます。他の点についてお気付きの点については御質問にお答えしたいと思っております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後2時23分)

議長～再開いたします。(午後2時30分)

15番～この陳情の内容からすると都市計画としてはできないかも知らんが、結局都市計画の一環としてはできないかも知れませんが、その地主組合のですね。市の案の助言をして残務整理をするということについて御説明願います。

経工委員長～只今の御質問にお答えいたします。先申上げました様にですねこの組合自体の今問題として、いわゆる減歩の場合ですね。結局結果的には一定減歩でありますけれども、それを土地によつて提供した人と現金によつて提供した人がいるということで、その場合にそごここに自らいわゆる金銭関係が出ますので、それが多い方になると相当額になると、小さい方は出し安いけれども多い方になると、5、6百ドルにもなるので、そういった自体の問題がまだ解決できないという訳で、それを市当局自体としては直接それに介入する訳にいかんということ、いわゆる地主組合という任意団体が1つの都市計画をやつた訳でありますから、それを普通都計と市が当初からやる問題でしたら、いわゆる都計というふうな名目でできますけれども、一応は任意の地主組合がやつたものをですね。そういった問題が解決出来ないものに乗ら込むということを出きないという訳です。だが当局としまして、そういう組合自体のそういった精算事務を1日も早く何して、そしていわゆるうき地とかですね。そういった諸問題を解決して市に移管することになれば、当然都市計画ということになつて、工事が進められるけれども現状の段階としては一般土木として支出するより以外に方法がないという訳でございます。

15番～これは大体一般土木としてやるとする場合には予算はまだ、もち論話し合いはされましたか。

経工委員長～はい。ですから一般土木とする場合にはですね。そこに規程がございませう様に、せいぜい70%とか問題がありますけれどもこれは一応当局自体としてもですね。何等かの手段はあるであろうということをお申されております。然し当局にも確約はされておられませんけれども一応議会として議員としてですね。当然ああいう状態で放つ

いうことを一応理由に挙げてあります。以上が付帯意見の説明でございます。他の点についてお気づきの点については御質問にお答えしたいと思っております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後2時23分)

議長～再開いたします。(午後2時30分)

15番～この陳情の内容からすると都市計画としてはきないかも知らんが、結局都市計画の一環としてはできないかも知れませんが、その地主組合のですね。市の案の助言をして残務整理をするということについて御説明願います。

経工委員長～只今の御質問にお答えいたします。先申上げました様にですねこの組合自体の今問題として、いわゆる減歩の場合ですね。結局結果的には一定減歩でありますけれども、それを土地によつて提供した人と現金によつて提供した人がいるということで、その場合にそこに自らいわゆる金銭関係が出ますので、それが多くなるのと、5、6百ドルにもなるので、そういった自体の問題がまだ解決できないという訳で、それを市当局自体としては直接それに介入する訳にいかんということ、いわゆる地主組合という任意団体が1つの都市計画をやつた訳でありますから、それを普通郡計と市が当初からやる問題でしたら、いわゆる郡計というふうな名目でできますけれども、一応は任意の地主組合がやつたものをですね。そういった問題が解決出来ないものに乗ら込むということは出きないという訳ですが当局としまして、そういう組合自体のそういった精算事務を1日も早く何して、そしていわゆるうき地とかですね。そういった諸問題を解決して市に移管するということになれば、当然都市計画ということになつて、工事が進められるけれども現状の段階としては一般土木として支出するより以外に方法がないという訳でございます。

15番～これは大体一般土木としてやるとする場合には予算はまだ、もち論話し合いはされましたか。

経工委員長～はい。ですから一般土木とする場合にはですね。そこに規程がございませう様に、せいぜい70%とか問題がありますけれどもこれは一応当局自体としてもですね。何等かの手段はあるであろうということをお申されております。然し当局にも確約はされておられませんけれども一応議会として議員としてですね当然ああいう状態で放つ

ておくべき性質のもんじゃないと、だからといつて強いてやるという事はですわ。これは又提案権の問題もありますし、そういったものはいわゆる予算の裏付けがなくちゃいけませんので、当局としても年次計画をもって1日も早く整理されたいと、こういう以外に議員としてはいえないんじゃないかという訳でございます。

15番～当局の方にお伺いいたします。地主組合と懇談会なりいろいろな、その点について話し合ったことはないですか。

市長～一応課長が政府の部計係長が来ていろいろの工事についての説明をしながら、一諸に出ていつてそれで話し合いはやつている様であります。その内容については私から説明はやゆ兼ねますので、課長がいる場合に説明させてもらうようにして下さい。

15番～市長さんとしてはまだ具体的には該道路の問題をどういう計画はないですか。

市長～今先委員長さんからお話がありました様に地主組合の仕事がちゃんと整理ついて市に引継げる様になつた場合には引継いでもよろしいということはお答えしたことはありますが、その後その準備がどうなつているかまだ聞いておりません。

15番～私がおききしたいのは、それと関連しての予算費目としてなされる場合ですわ。大体の構想でもありましたら。

市長～これは一般の土木として市の工事を進めるには先ず部署から部署に通ずる道路か或は市内の主要道路とかいうのは優先して工事をやらにやいかんが、この場合には先ず橋ですわ。中学校に行く所のあれが真先に手をつけにやいかんぢやないかと思つております。前からそれについていろいろ課長とも話し合つております。あれについては先にお話し申上げた様に最初立橋みたいに二階にしなければならんですが、この前見だえた政府の職員の指導では、かえつて建てた方が有利ぢやないかと話しておりましたが、まだこれがどつちとということを決めていたのは聞いておりません。

議長～本案に対する質疑も大体つきたようであります。質疑を打切ることとに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることといたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議

ておくべき性質のもんじゃないと、だからといって強いてやるという事はですね。これは又提案権の問題もありますし、そういったものはいわゆる予算の裏付けがなくちゃいけませんので、当局としても年次計画をもつて1日も早く整理されたいと、こういう以外に議員としてはいえないんじゃないかという訳でございます。

15番～当局の方にお伺いいたします。地主組合と懇談会なりいろいろな、その点について話し合つたことはないですか。

市長～一応課長が政府の都計係長が来ているいろいろの工事についての説明をしながら、一齋に出ていつてそれで話し合ひはやつている様であります。その内容については私から説明はやゆ兼ねますので、課長がいる場合に説明させてもらうようにして下さい。

15番～市長さんとしてはまだ具体的には該道路の問題をどういう計画はないですか。

市長～今先委員長さんからお話がありました様に地主組合の仕事がちゃんと整理ついて市に引継げる様になつた場合には引継いでよろしいということはお答えしたことはありますが、その後その準備がどうなつているかまだ聞いておりません。

15番～私がおききしたいのは、それと関連しての予算費目としてなされる場合ですね。大体の構想でもありましたら。

市長～これは一般の土木として市の工事を進めるには先ず部落から部落に通ずる道路か或は市内の主派道路とかいうのは優先して工事をやらにやいかんが、この場合には先ず橋ですね。中学校に行く所のあれが真先に手をつけにやいかんぢやないかと思つております。前からそれについていろいろ課長とも話し合つております。あれについては先にお話し申上げた様に最初立橋みたいに二階にしなければならんですが、この前見だえた政府の職員の指導では、かえつて埋立ての方が有利ぢやないかと話してはりましたが、まだこれがどつちとすることを決めていたのは聞いておりません。

議長～本案に対する質疑も大体つきたようであります。質疑を打切ることにより御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。



議長～討論省略の聲がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することにいたします。

議長～陳情第1号、道路工事早急施工方陳情についてを表決に付します。委員会案通り採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、陳情第1号、道路工事早急施工方陳情については、委員会案通り採択することに決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後2時37分)

議長～再開いたします。(午後2時39分)

議長～陳情第2号、公設市場使用料値下げ方陳情についてを議題といたします。本陳情は財政委員会に付託してありましたが、報告書がまいつておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～財政委員長の報告を願います。

財政委員長～先に本会議で付託されました公設市場の使用料の値下げについての審査の結果を御報告申し上げます。先ずこの報告書にもあります不採択に決定したということで1.2.3.1.12は先程報告がありました通りであります。結局この不採択になつた理由を厳密に調査しました結果を申し上げますと、結局陳情の内容における所の市場通り、ここに市場通り会が37カ所建築されておりまして、その中の70%が閉店されているという陳情者の訴えが事実であることが委員会においても明らかです。ところが委員といたしましてあらゆる角度から綿密に調査いたしました。ところが委員といたしまして28日にこの実態調査をやっております。その結果陳情文におけるところの閉店の70%ということは、まるきり反対になつていゝと、事実と相違しているということと審査の眼点になつた様な側面になります。それとこの(口)にもあります通りに現在の市場の南側に約100平方米位の空地がございまして、ここに現年度予算として農産物の集荷所を設置するという計画が出されて、着々進行されておる様であります。それでどういつたことをかみ合せて検討して見ますと、今後この農産物の集荷所が出ることによつて、この公設市場或は市場通り会に対する客足もより多く殖えて

議長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することにいたします。

議長～陳情第1号、道路工事早急施工方陳情についてを表決に付します。委員会案通り採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、陳情第1号、道路工事早急施工方陳情については、委員会案通り採択することに決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後2時37分)

議長～再開いたします。(午後2時39分)

議長～陳情第2号、公設市場使用料値下げ方陳情についてを議題といたします。本陳情は財政委員会に付託してありましたが、報告書がまいておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～財政委員長長の報告を願います。

財政委員長～先に本会議で付託されました公設市場の使用料の値下げについての審査の結果を御報告申し上げます。先ずこの報告書にもあります通り不採択に決定したということで1.2.3.1.12は先程報告がありました通りであります。結局この不採択になつた理由を厳密に調査しました結果を申し上げますという、結局陳情の内容における所の市場通り、ここに市場通り会が37カ所建築されておりますが、その中の70%が閉店されているという陳情者の訴えが、~~先ずこの報告書にもあります通り不採択に決定したということで1.2.3.1.12は先程報告~~と、ところが委員会といたしましてもあらゆる角度から綿密に調査いたしました。当局といたしましても28日にこの実態調査をやっております。その結果陳情文におけるところの閉店の70%ということは、まるきり反対になつていると、事実と相違しているということで審査の眼点になつた様な訳であります。それとこの(口)にもあります通りに現在の市場の南側になりますか。お手許にも略図が行つておりますが、この市場の南側に約100平方メートル位の空地がございしますが、ここに現年度予算として農産物の集荷所を設置するという計画が出されて、着々進行されておる様であります。それでこういつたことをかみ合せて検討して見ますという今後この農産物の集荷所が出ることによつて、この公設市場或は市場通り会に対する客足もより多く殖えて

くるんではないかということによつて商店街の繁榮発展もいづらかか  
 向上するのではないかという様な見方でございます。そういうこと  
 によつて、この値下げ陳情が実際に調査いたしました所、現段階に  
 おいていわゆる宜野湾の公設市場使用料の徴収条例の4条の特別の  
 事柄という条例がございまして、これに該当するかどうかは現在に  
 おいては認定し難いという様な委員会の全員の一致した意見であつ  
 たのであります。要するに使用料或は市の貸借を借しているこの市  
 場通りの店にいたしても要するにその売上げ高が向上し、又これが  
 しなれば折角の条例で決めて、そこそこに入れてやつてもこれが  
 未徴収になるということになれば市の財政収入にも大きな影響して  
 くるのは御承知のことです。したがって今後におきましても  
 こういつた様な面が相当その時代の好い気或不況といふこと  
 によつて確かに当面してくる問題だと思つております。こういう  
 使用料の値下げについては一応委員会といたしましても参考的に周  
 辺の使用料どういつたものを参しやく調査したのであります。  
 例えば学校の前の泉商店の所の使用料とか、或は周辺の農協の附近  
 の新開通りの辺とかいふ様な周辺におけるところの同様の使用料が  
 果してどの程度にいつているか、この市場の使用料が実際に相当に  
 かけはなれた料金であるか或は安いものであるかといふことは委員  
 会といたしましても調査はいたしました結果において大体その周  
 辺の使用料に比べましてそう極端な高いものでもないんではないか  
 という様な見解に立つて調査されたのであります。大体以上様な  
 見解からいたしまして本陳情案は不採択ということに決定された  
 のであります。以上報告申し上げます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時49分)

議 長～再開いたします。(午後2時50分)

1 番～只今の報告で現在営業しない数が29%で10件位営業しないとい  
 うことですが、その営業しない理由はどういつたものであ  
 るか。

財政委員長～営業してない理由は結局営業不振ということになる訳です。

1 番～もちろん営業不振でございますか。なぜ営業不振になつてい  
 るかという点でございますが、それは市が指定した業種を設ける様にな  
 つておりますが、その業態自体が、いわゆる不振であるのか、その  
 他個人の経営能力の欠如によつての不振であるのか。

財政委員長～結局閉店したといふことは、これはあらゆる面からいえるので  
 はないかといふことは、先ず第1に考えられるのは店はその自体、  
 いわゆるこの市場通り会としての町づくりからした場合には、突に

くるのではないかということによつて商店街の繁榮発展もいづらか向上するのではないかという様な見方でございます。そういうことによつて、この値下げ陳情が実際に調査いたしました所、現段階においていわゆる宜野湾の公設市場使用料の徴収条例の4条の特別の事情という条例がございしますが、これに該当するかどうかは現在においては認定し難いという様な委員会の全員の一致した意見であつたのであります。要するに使用料或は市の貸借をしてこの市場通りの店ほにいたしても要するにその売上げ高が向上し、又繁榮しなければ折角の条例で決めて、そもそこに入れてやつてもこれが未徴収になるということになれば市の財政収入にも大きな影響してくるのは御承知のこととあります。したがいまして今後におきましてもこういつた様な面が相当その時代の好けい気或は不況ということによつて確かに当面してくる問題だと思つております。こういう使用料の値下げについては一応委員会といたしましても参考的に周辺の使用料こういつたものを参しやく調査したのであります。例えば学校の前の泉商店の所の使用料とか、或は周辺の農協の附近の新開通りの辺とかいう様な周辺におけるところの同様の使用料が果してどの程度にいつているか、この市場の使用料が実際に相当にかけはなれた料金であるか或は安いものであるかということは委員会といたしましても調査はいたしました結果において大体その周辺の使用料に比ばしてそう極端な高いものでもないのではないかなという様な見解に立つて調査されたのであります。大体以上の様な見解からいたしまして本陳情案件は不採択ということに決定されたのであります。以上報告申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後2時49分)

議長～再開いたします。(午後2時50分)

1 番～只今の報告で現在営業しない数が29%で10件位営業しないという事でございますが、その営業しない理由はどういつたものであるか。

財政委員長～営業してない理由は結局営業不振ということになる訳です。

1 番～もちろん営業不振でございますか。なぜ営業不振になつてゐるかという点でございますが、それは市が指定した業種を設置する様になつておりますが、その業態自体が、いわゆる不振であるのか、その他個人の経営能力の欠如によつての不振であるのか。

財政委員長～結局閉店したということは、これはあらゆる面からいえるのではないかということとは、先ず第1に考えられるのは店ほその自体、いわゆるこの市場通り会としての町づくりからした場合には、実に



すばらしい通り会ということにだれにでもそう見える訳ですね。それからその次に店ほ。それ自体も宜野湾市特に普天間あたりの商店街やら見ましても、こういうまとまつた商店街は先ずめずらしい位すばらしいということがいえるんぢやないかと、その裏にいえるのは商店というのは御承知のとおり、自己資本そういつた様な高によつて或は仕入販売という面も大きくかん和されると思 うんですがこの個人の資力ということについては一寸委員会といたしましても徹底した調査は不可能である。ほとんどが建築資金借入によつて造られたものではないかと思うんですが、実際に自己資金で造つたというのは少いんぢやないかと、その次に考えられるのはいわゆるこの通り会市場通り会、或は公設市場の購入高から売上げ高から大体見当されても比較的消費人口がかなり少いということがいえるんぢやないかとその次にこれはいろいろとデリケートの問題があると思 うんですが、この市場通り会から先に行くべき商店道路といますかこういつたものがどうもスムーズにまだまなされてないんぢやないかと。今後はこういう商店通用道路ということも将来都計と併行してやるべきぢやないかと、あらゆるそういつた面からしまして何故この10件が閉さいしたかということ、その辺に理由があるんぢやないかと思う訳であります。

議長～暫休憩いたします。(午後2時54分)

議長～再開いたします。(午後3時)

- 4 番～委員会が処置してありますところの値下げの問題については、不採択の件については、然し現在市場業者の実情は今のまま放置出きない様な状態がこの陳情の内容から伺えるんぢやないかということが思料されますが、然らば委員会が審査の過程において、その市場業者の育成と或は市の市有財産を効率的に運用するということは、この施設をいかに発展せしめるかといつた様な検討が為すべきぢやないかと思ひますが、若しなしているならば、どういふふうの問題が取り上げられたか、当局に対して、この市場業者の育成の面についてどういつた問題に話題になりますか。

財政委員長～おつしやる通りこのまま、この使用料が実際に8セントが高いか安いかということは先程も申しました様に周辺の使用料の調査もしてありまして、そういつた観点からしますと、適正ではないかとまた条例適用からしても何ら極端に高いということはいえないんぢやないかと思ひます。だからこういう業者の今後における保護育成指導面になる訳であります。委員会といたしましては、当局にこういうことを申し上げたのでありますが、一応こういう陳情文が来た場合には何もこの本定例会でこれが決めなくちやならないという早急の問題でもないと思ひ訳なんです。それで実際にその通り会長、或は組合長、そういつた幹部と当局は密接にこの懇談しまた必要によつては調査研究してそういつた様な指導もすべきではないか、もう

119

すぐ陳情案件が出たからこれは当局が受理し、議会にも付託せしめるということ（あまりにも）といつたら誤弊がございまいか（あまりにも）といつたら誤弊がございまいかといふこと、やや欠如があるんぢやないかといふこと、今後こういつた様な問題が出た場合には、やはり次回の定例会もあるんだから、その間の話合い、調査或は検討してから充分にあらゆる資料に基いてこれでは高いんだと、もう少し下げるといふはつきりした資料によつてやるならば、適切にうまく行くんぢやないかと、そういつた様な指導が必要でないかといふ様に委員会といたしましても当局に申し入れた様な次第であります

- 4 番～理由の中で（ロ）であります。その中で隣接地に農産物の集荷所の開店が予定されておるので、その後は限定顧客が充分予想されるということであり、やはりその農産物市場が出来ることによつて現在不振が充分打開されるという見透しであるかどうか。

財政委員長～おうせの通りであります。そういう農産物の集荷場ができればいきおい需要者、供給者がひん繁に来ますのでどうしても市場といたしましても売上げといつた面に好転するといえるんぢやないかと思ひます。

- 4 番～我々が立入つて見た所の経営状態であります。相当な資金をかけたから仕方なくいるんだといつた様な業者が相当あるんぢやないかと思ひます。そこでその業者たちは何れはよくなるんぢやないかといふ様な一流の望みをかけ或は又当局に対しても何とか当局として具体的な保護育成の面で何等かの方法をもち請じてもらいたいといつた様な一流の望みをかけている業者が相当います。そこで今度新設する所の農産物市場が近々の中に実現するということですがそれによつていま入つてない空いているところの或はまた現在やつている業者が何とか生きていける様な打開策があるということが思われるかどうか、充分現状が打開できてそしてゆつくり或る程度の収益を上げるんだといつた様な見透しがつくかどうか、それについてお答え願ひます。

助 役～只今の問題につきましては報告書の中にもございませう様に陳情の理由として、前の通りの商店街の云々もございませうし、結論として報告書にも野サイ集荷場の云々が報告なつておりますが、この方も一概に影響がある、ないとは云えないんぢやないかと思つておりますが、然し前の通りの方が発展して行き又集荷場の方が完成して行きましたらいくらか良くなるのではないかと考えられるんですが、結局現在の市場内の総売上げについての影響というのは極く微々たる問題ぢやないかと、そういうふうにご考慮願ひます。それで農産物集荷場ができたからといつて市場の救済策になるかどうかと云うことについては、これは決して相関連した問題としては考えておりませう、それでこの問題は去年もそういう値下げ関係の何で

すぐ陳情案件が出たからこれは当局が受理し、議会にも付託せしめるということはあまりにも（あまりにもといつたら誤弊がございませぬが）こういう小企業者の指導面にも、やや欠如があるんじゃないかということ、今後こういう様な問題が出た場合には、やはり次回の定例会もあるんだから、その間の話し合い、調査或は検討してから充分にあらゆる資料に基いてこれでは高いんだと、もう少し下げらんだというはつきりした資料によつてやるならば、適切にうまく行くんじゃないかと、そういう様な指導が必要でないかということに委員会といたしましても当局に申し入れた様な次第であります

- 4 番～理由の中で（ロ）であります。その中で隣接地に農産物の集荷所の開店が予定されておるので、その後は限定顧客が充分予想されるということですが、やはりその農産物市場が出来ることによつて現在不振が充分打開されるという見通しであるかどうか。

財政委員長～おうせの通りであります。そういう農産物の集荷場ができればいきおい需要者、供給者がひん繁に來ますのでどうしても市場といたしましても売上げといつた面に好転するといえるんじゃないかと思ひます。

- 4 番～我々が立入つて見た所の経営状態であります。相当な資金をかかえているから仕方なくいるんだといつた様な業者が相当あるんじゃないかと思ひます。そこでその業者たちは何れはよくなるんじゃないかという様な一流の望みをかけ或は又当局に対しても何とか当局として具体的な保護育成の面で何等かの方法をもち構じてもらいたいといつた様な一流の望みをかけている業者が相当います。そこで今度新設する所の農産物市場が近々の中に突現するということですがそれによつていま入つてない空いているところの或はまた現在やつている業者が何とか生きていける様な打開策があるということが思われるかどうか、充分現状が打開できてそしてゆつくり或は程度の収益を上げるんだといつた様な見通しがつくかどうか、それについてお答え願ひます。

助 役～只今の問題につきましては報告書の中にもございませぬ様に陳情の理由として、前の通りの商店街の云々もございませぬし、結論として報告書にも野サイ集荷場の云々が報告なつておりますが、この方も一概に影響がある、ないとは云えないんじゃないかと思つておりますが、然し前の通りの方が発展して行き又集荷場の方が完成して行きましましたらいくらか良くなるんじゃないかと考えられるんですが、結局現在の市場内の総売上げについての影響というのは極く微々たる問題ぢやないかと、そういうふうな考へておる訳であります。それで農産物集荷場が出来たからといつて市場の求済策になるかどうかと云うことについては、これは決して相関連した問題としては考へておりませぬ、それでこの問題は去年もそういう値下げ關係の何で





業者の方から来た訳でございますが、また業者の集りの場合にもお話を申上げた訳でございますが、結局は今先1番さん或は4番さんから市場の経営不振についてのどこに原因するかというふうなことも問題にならなければいけないんじゃないかという御質問がありました通りに結局は当局といたしましても、この市場の不振についての問題については考えるまでもございませぬですが、助成策としては他力本願にやらん様な方法でもつて助成をして行こうと、然し個々の業の不振については業者自体の問題として解決して行かなければいけないんじゃないかと、そこに業者自体の問題として解決して行くにあい路が仮にあるとすれば結局は保護育成策として、自主性を失わない様な育成の方法でなければ困るんじゃないかという申上げますのは、先1番さんが申上げられた様に結局は今3セントと下げてくれ、次は後2セント下げてくれ、終りには業の不振によつてただだにしてくれというふうな極端な何になりはせんかと思つてございませぬ。そういう面からしましてどうしても、これが解決についてはあくまでも当局としましては側面的の援助は出きるとして自主的にこれを解決して行こうという問題については、あくまでも業者の問題として解決させて行きたいところと思つてございませぬ。

4 番～この問題は単なる、その場限りの問題ぢやなくしてつとつと下げてまして根本的に解決しない限り落付いて然も安心してそこで営業を営むということは出きないんじゃないかといつたふうに実は心配しております。そこでその方法として、いくらか良くなるんじゃないかと云うことは、この農産物の集荷所が出ければ若干よくなるということとは否定申しませんが、然し只今の御説明の様に決して根本的な解決にはならないと、こういうふうに考えております。然らば当然市当局は自分等の手によつて受入れた以上はそこで安心して、或程度収益を増すべく或る程度の保護育成策を立てなければならぬということとは私が云うまでもありませんが、そこにおいて然らばどういつた様なことをすれば根本的な解決、つまり安心して自分等が受入れた業者が安心してそこで或る程度の生活が出きる様な状態にもつて行けるかどうか、それについて私はお伺いしたい。根本的な解決です。単なる農産物市場を作つたにしても、おつしやる様に決して根本的解決にならないと、いくらか良くなるということはあるかも知れませんが、然しそれによつて現在の苦しい立場がすぐ解決できるんだということは絶対あり得ないんだということになれば、然らばどういつた様な保護策を打立てる事によつて安心して、そこで営業が営めるかどうか、それについて御説明願います。

議長～暫休憩いたします。(午後3時15分)

議長～再開いたします。(午後3時20分)

助役～この問題につきましては、先にもお話し申上げました通りに、あく



までも業者自体の問題として自主的に解決策は考えて行かなければ  
いかなんぢやないかと、こう考えております、それと当局としま  
しては先も申し上げました通りに、それに対する技術面或はその他の  
側面的の協力はおしまない積りであります。と申し上げますのも前に  
陳情がまいつた場合においても値下げ陳情ということは、それは管  
業不振から云えば或はそういつた事もあり得るかも知れないが、然  
し市としましてはそれだけの投資をした以上は投資の上に立つて考  
えて行かなければいかな問題であるし、又業者の方から何すれば  
今4番さんがおつしやられた様に不振の打開策としては当局として  
も受入れた以上は安心して業が営める様な事はしなければいかな  
んぢやないかという御意向の様でございますが、これはもち論。ゆ  
うもないことではございませうが、先から申し上げております様に、こ  
れをやることによつて果して根本的な打開策であるかどうか、こう  
いうことも勘案しなければいけない問題ぢやないかと思ふ訳であり  
ませう。次いで当局としましては結局前の陳情の場合でも業者の間  
題として、そういうものは前進して行く様な、そして市財政にもブ  
ラスして行く様な方向づけをしてもらうという意味からしまして組  
合の方も結成した訳でありまして、そして組合として、この問題と  
取組んでやつて行くこと、そういうふうにして組合結成して行く、  
そして前の場合にも話合われましたのが、結局は値下げ陳情という  
かつこうで組合側の方は当局に來た訳でございますが結局は、そう  
いう何ではいつまで立つても打開策にはならないという何からしま  
して去年も話合われたのが結局はまだ外部に対してのピーアールが足  
らないからそういうことになつておりはせんかという点からしまし  
て、市場通り会ともタイアップして外部に対するピーアールとして  
結局はマスコミによる広告とそれからパレード、それから入口にア  
ーチをつけるとか街灯をつけるとか、そういうふうな面からピー  
アールし、除々にこれを発展の方向にもつて行こうという何で当初予  
算にもございませう様にアーチの方をやる様にしておりましたが、最  
近になりまして組合側の方からこれ本年の事業としては今の所  
執行できないから何とかして次年度に執行させてもらう様にと  
事業の変更の申し出が來ておる訳でございますが当局としてましも側  
面的の何は業者とタイアップして行こう、そういう何は考えており  
まし結局は極端に申し上げますと業者の不振についての何を当局で考  
えなければいけない問題については一々お客さんを連れて來なけれ  
ばいけない。当局が受入れたからという何でお客さんを引つばつて  
來ても買わさなければいけないかと、そういうふうな何も業者  
の問題でありまして、当局の問題でありまして当局の問題ぢやない  
んぢやないかと、然しながら当局としましては無関心でいるかとい  
えば、そうぢやなくしてこれだけのばく大な投資をやつて以上  
は業者の方も発展し、又当初の目的にもかなつて市の財源を保護し  
てというふうな考えについては建設当初から今以つて變つておりま  
せん。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時25分)

議 長～再開いたします。(午後3時30分)

議 長～他に質疑はございませんか、なければ質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がありますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することいたします。

議 長～陳情第2号、公設市場使用料値下げ方陳情についてを表決に付します。  
委員会案通り不採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、陳情第2号、公設市場使用料値下げ方陳情については委員会案通り不採択することに決定いたします。

議 長～議案第10号、宜野湾市附属機関設置条例についてを議題といたします。本案は先に総務委員会に付託してありましたが、委員会より報告書がまいっておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～総務委員長長の報告を求めます。

総務委員長～総務委員会の審査報告を申し上げます。  
本案に示められている機関設置の意義或はねらいにつきましては、私が申すまでもなく本市の当面する問題とか或は市長の打出した施策をあらゆる面から調査研究をして、早急に実現を図るということが本附属機関設置のねらいであります。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時25分)

議 長～再開いたします。(午後3時30分)

議 長～他に質疑はございませんか、なければ質疑を打ち切りたいと思いましたが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がありますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～陳情第2号、公設市場使用料値下げ方陳情についてを表決に付します。  
委員会案通り不採択することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、陳情第2号、公設市場使用料値下げ方陳情については委員会案通り不採択することに決定いたします。

議 長～議案第10号、宜野湾市附属機関設置条例についてを議題といたします。本案は先に総務委員会に付託してありましたが、委員会より報告書がまいっておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～総務委員会の審査報告を申し上げます。

本案に示めされている機関設置の意義或はねらいにつきましては、私が申すまでもなく本市の当面する問題とか或は市長の打出した施策をあらゆる面から調査研究をして、早急に実現を図るということが本附属機関設置のねらいであります

したが、いまして設置する必要性につきましては委員会におきまして全面的に認めらて運用条例の内容の審査に入つておきます。現在附  
 属機関がござりますが、単なる諮問機関であるが故にいろいろな面  
 で支障がある様であります。幸いにしてこの提案理由もありません  
 様自治法の改正に伴つて合法的な補助機関が設置できまなす  
 つておきますので、本附属機関の設置に伴う条例の制定ありませ  
 委員会といたしましては、審査の方法として、先ず必ず性について  
 検討しまして別に異存なくむしろ早急に設置すべきであるという観  
 点に立つた訳であります。そこでその機関の運営の面につきま  
 は、この条例の各条にまたがつてちく条的に慎重に審査してまい  
 た訳であります。その結果報告書のとおり若干の加入或は文面  
 の一部修正がござりまして、結論としては原案を一部修正して可決  
 すべきであるというふうにして決定しております。尚又その他委員の  
 の面或は会議のち方についても具体的な事例を挙げて検討してま  
 いますので、詳細にわたつては御質問にお答えしたいと思つてお  
 ります。尚若干構成メンバーについてもいろいろと議論をしており  
 ますが、この条例においては別に支障はないということと審査を  
 進めて来た訳であります。以上報告を終わります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

10番～この6条の一部修正のあれば、どういふふうなつなぎになりますか

総務委員長～お答えいたします。この条文からすると招集について、

10番～これをそのまま入れた場合（附属機関においては市長の要請又は特  
 に必要がある場合会長は直ちにこれを招集する）となりますが。

総務委員長～会長は直ちにこれを招集するべきがということでありませ  
 もう一回読みます。（第6条附属機関の会議は市長の要請又は特  
 に必要がある場合会長は直ちにこれを招集する）と。

1番～原文のですね。附属機関の会議は会長がこれを招集するといふこと  
 であれば、招集のそういつた何は限定はないですか。いつ  
 何時でも必要に応じて招集できるという解しやくが立つ訳ですね。  
 所が委員会の案のようにこういつた特定の限定すべき条文を入れた  
 場合は、つまり招集の時期といふのが、最初の文よりは限定づけら  
 れるんではないかといふふうに考えられるんですが、それについ  
 て委員会としてはどういふ見解ですか。

総務委員長～この条文（原文）からすると会長に招集権が与えられておりま  
 すが、然し明確の時期がいつ招集してもいいんだという解しやくが  
 生れた訳であります。例え市長から諮問を受けて、そして直ちに  
 会長は招集して活動に入るべきであるんだが、この条文からはそう

したがいまして設置する必要性につきましては委員会におきまして全面的に認められて運用条例の内容の審査に入っております。現在附属機関がございますが、単なる諮問機関であるが故にいろいろな面で支障がある様であります。幸いにしてこの提案理由にもあります様に自治法の改正に伴って合法的な補助機関が設置できます様になっておりますので、本附属機関の設置に伴う条例の設定であります委員会といたしましては、審査の方法として、先ず必要性について検討しまして別に異存なくむしろ早急に設置すべきであるという観点に立つた訳であります。そこでその機関の運営の面につきましては、この条例の各条にまたがつてちく条的に慎重に審査してまいつた訳であります。その結果報告書のとおり若干字くの加入或は文面の一部修正がありまして、結論としては原案を一部修正して可決すべきであるというふうに決定しております。尚又その他委員の構成の面或は会議の持ち方についても具体的な事例を挙げて検討してまいりますので、詳細にわたつては御質問にお答えしたいと思っております。尚若干構成メンバーについてもいろいろと論議をしておりますが、この条例においては別に支障はないということで審査を進めて来た訳であります。以上報告を終わります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

10番～この6条の一部修正のあれは、どういふふうなつなぎになりますか

総務委員長～お答えいたします。この条文からすると招集について。

10番～これをそのまま入れた場合（附属機関においては市長の要請又は特に必要がある場合会長は直ちにこれを招集する）とありますが。

総務委員長～会長は直ちにこれを招集することをということでありまして、もう1回読みます。（第6条附属機関の会議は市長の要請又は特に必要がある場合会長は直ちにこれを招集する）と。

1番～原文のですね。附属機関の会議は会長がこれを招集するということであれば、招集のそいつた何は限定はないですか。何時でも必要に応じて招集できるという解しやくが立つ訳ですね。所が委員会の案のようにこいつた特定の限定すべき条文を入れた場合は、つまり招集の時期というのが、最初の文よりは限定づけられるのではないかというふうに考えられるんですがね。それについて委員会としてはどういふ見解ですか。

総務委員長～この条文（原文）からすると会長に招集権が与えられておりますが、然し明確の時期がいつ招集してもいいんだという解しやくが生れた訳であります。例えば市長から諮問を受けて、そして直ちに会長は招集して活動に入るべきであるんだが、この条文からはそう





いう解しやくは生れて来ないと。例えば1ヶ月後にでも招集すれば良いんだという事に解されますので、その早急に直ちに招集しなければならぬんだと、市長から諮問を受けた場合、市長から要請をされた場合にはですね、直ちに招集して活動を開始させようというのが修正のねらいであります。

- 1 番～受ける感でございすが、何か知らんこの特別の事情、これは附属機関を設置して運営に入つてきますと、当然必要のある場合は会長は早急に招集すると、したがつてそれに沿つた特に必要がある場合に会長は直ちにという条文を加えられると附属機関自体の自主性をこう束する様な感じを受ける訳です。したがつてむしろ私はこれを入れない方がよい。附属機関の今のこの条文で充分ぢやないかと考へる訳です。こういつた特にということを入れると、この招集の時期がですね、常に何かこの一定の関連がない限りそれを招集しないと、そういうふうなことになる訳です。然し市長の意図しているこの附属機関の性質は明らかに問題を提示いたしまして、その問題が解決するまでは、当然補助機関としては審査議して結論を残さなければいかん訳です。だから招集の時期というのは常にあり得る訳でございすが、特にこういつた条項を限定づける必要はないというふうに考へる訳であります。

総務委員長～お答えいたします。先程も申しあげたようにこの原文からすると会長は諮問を受けて直ぐ開かなければならぬんだが、この条文からはそういう解しやくが生れて来ないので、市長が要請ということとは市長の諮問であります。特に必要ということは、その会の自主性を生かして会長が特に必要であると、必要な場合は会長の自主的な立場からいつでも招集して活動を開始するという我々の見解であります。

- 1 番～そういつた場合の義務づけるといつた観点から文くを加入したというのであれば、強いてこの特に必要であるといふ文くはですね、必要でないに依つていつでも開ける態勢にあるといふことを強調したいためのいわゆる文く加入でございすか。そうであればですね、ぢや特に必要がない場合には強いて招集する必要はないんだと、何かこの附属機関の性格そのものがですね、いわゆる独立した別個の機関である様な印象を与える訳ですがね。この附属機関というのはあくまでも市長の必要な執行機関の一部分野であつて、これは当然こういつた文くはうたわなくても市長が要請すれば開かなければいかな性質なんです、いわゆる市長の下に属する機関ですから、議会の如きいわゆる対等機関とは違ふんです。したがつてこういう条文を削つたためにですね、むしろ招集の時期を限定づける様な事があるとは私は委員会のいわゆる活動自体を或る程度条文によつてこう束されるんぢやないかといふふうな考へ方もまた成立つてないかといふふうな考へます。



議長～暫休憩いたします。(午後3時43分)

議長～再開いたします。(午後3時58分)

- 1 番～3条で組織構成員任命とびらたつてありますが、任命の場合一応任命した委員をひ面することができかどうか。それについて任免とした方が良いんじゃないかと考えますが、それについて委員会としてはどういう見解をもっておりますか。  
それと更にこの条例からいたしまと別表の調査会というものは自  
そのウツの問題に  
とこのウツの問題に  
審議会も別表になつておりますが、この調査会はウツの問題が終了すれば当然開散されるべき性質のものでありますから、したがつてこれに附則として若し個別にこの調査会を設置する場合は別表の調査会については開散されてもならない様な内容のですね。条文を織り込む必要はないかどうか、その別表の調査会だけがこの調査が終了した時にウツ問題になる。その点検討されたか。

総務委員長～3条における任命でございますが、これについても論議が交された訳であります。然し外の法例等を参考にしました所がやはり任命ぢやなくて命ずるといふのが妥当だといふような見解が生まれしたので、この通り一応認めた訳であります。それからひ免するといふことではあります。これはひ免は出きないといふ様な感じをもつておりますといふことは、もち論欠員が生じた場合は当然また次々に任命しますが、然しその委員に任命されたものは必ず原則として任期中は委員として勤めてもらうんだといふ様なことで、ひ免は入れてない様であります。そして若し事故とか或は何かの事由によつて欠員が生じた場合にそれを補充するといふ訳であります。それから別表の各附属機関の担任事務分しようであります。この市町村合併調査会においては、やはり一応調査が終了して答申すれば開散ということになります。したがいましてこの条例も自ら改正されるということになります。他の部におきましては、たくさん事務事項がうたわれております。この機関においては永続的な機関でありますので別に廃止される様なことはありません。然し自治法の趣旨からするとやはり原則としては条例も個々の条例を設定して、そして各附属機関毎に規定を定めるのが原則である様であります。然し本市においては大体運用の面においては、まとめられる。ウツの条例で充分運営、運用できるのはなるべくしぼつた方がよいといふことで一本にしぼつた様であります。

- 3 番～そうなつた場合別表の場合には特定の事項その4ウに含んでいない特定事項があつた場合にはどういふ機関で審議するかのですね。特別委員会とか、そういう様な設置の条例が加えてないが、その必要はないかどうかその点、検討したことはございませんか。或程度大き

87

く市の行政にもつかまえていると思うんですが、それ以外に特定の事項があると思うんですが、これはその他の委員会となつた場合には別に条例を作らなければいかんと、然し別個に特別委員会を附則規定の方を特別委員会を作ることが出きるといふ条文をさへ加えておけば、その審議は出きてこの特定の委員会設置といふことをうたわんでも、いれておけばいいんぢやないかと思うんですが、その点御審議の対象になつたかどうかですね。

総務委員長～お答えいたします。第2条においては調査会、審議会、審査会を各々おおくものとするといふことになっておりますが、別表においては調査会、審議会だけであります。そこで将来或はまた審査会を置く必要があれば当然別表を改正しておいて若し特定の審査事項がございましたらそれに諮問して活動させるという様な考え方の様であります。

10番～この中にも都計審議会というのがございますが、現在までの都計諮問審議会ですね。それとの関連又今後あればどういうふうになつてゐるか、その辺承りたい。

総務委員長～お答えいたします。現在あります所の諮問委員会は都計諮問委員会だそうであります。その諮問委員会は任意的な諮問附属機関でありまして、当然この合法的な諮問委員会ができることによつて、あの任意的な委員会は諮問機関は解消すると廃止されるということでもあります。その後は全然関連はありません。

5番～行政主席に属する諮問機関がたくさんありますね。その行政主席に属する機関の中に立法院議員が入つてゐるかどうか調べた事がありますか。

総務委員長～一応聞いておりますが、別に入つてゐるのはない様であります。

5番～入つてゐるのはないといふことが調査ではつきり分つてゐる訳ですね。

総務委員長～我々が聞いた範囲内においては、そうであります。

5番～聞いた範囲内といふとどこから聞いたんですか。たら例えはその道から歩く人から聞いたんですか。

総務委員長～暫休憩願います。

議長～暫休憩いたします。(午後4時20分)

議長～再開いたします。(午後4時23分)

く市の行政にもつかまえていると思うんですが、それ以外に特定の事項があると思うんですが、これはその他の委員会となつた場合には別に条例を作らなければいかんと、然し別個に特別委員会を附則規定の方を特別委員会を作ることが出きるといふ条文迄さえ加えておけば、その審議は出きてこの特定の委員会設置ということをやつたわんでも、いれておけばいいんじゃないかと思うんですが、その点御審議の対象になつたかどうかですね。

総務委員長～お答えいたします。第2条においては調査会、審議会、審査会を各々おくものとすることになつておりますが、別表においては調査会、審議会だけであります。そこで将来或はまた審査会を置く必要があれば当然別表を改正しておいて若し特定の審査事項がございましたらそれに諮問して活動させるという様な考え方の様であります。

10番～この中にも都計審議会というのがございますが、現在までの都計諮問審議会ですね。それとの関連又今後あればどういふふうになつているか。その辺承りたい。

総務委員長～お答えいたします。現在あります所の諮問委員会は都計諮問委員会だそうであります。その諮問委員会は任意的な諮問附属機関でありまして、当然この合法的な諮問委員会ができることによつて、あの任意的な委員会は諮問機関は解消すると廃止されるということてあります。その後は全然関連はありません。

5番～行政主席に属する諮問機関がたくさんありますね。その行政主席に属する機関の中に立法院議員が入つているかどうか調べた事がありますか。

総務委員長～一応聞いておりますが、別に入つているのはたい様であります。

5番～入つているのではないということが調査ではつきり分つている訳ですね。

総務委員長～我々が聞いた範囲内においては、そうであります。

5番～聞いた範囲内というところから聞いたんですか。たら例えばその道から歩く人から聞いたんですか。

総務委員長～暫休憩願います。

議長～暫休憩いたします。(午後4時20分)

議長～再開いたします。(午後4時23分)

8 番～2.3.についてお伺いいたします。この委員は15人以内で組織するといふふうになつておりますが、この内の1と2に1は市長の補助機関市の職員であるだろうと思つてますが、そうするとこの予算措置は何名分を算定上考へているか。それから6条の附属機関の会議は今この新たに入れられました市長の要請又は特に必要のある場合開会することが出きという項目が入れられておりますが結局予算措置の関係上年およそ何回位予定されているか、またこの市町村合併調査会とか、その他の審議会、この4つの部門がありますけれども、おそらく本市といたしましては、この4つの部門が審議会をかなり回数多くして、この会合をもたれる可能性が充分にあるんぢやないかといふふうで考へられる。そういう意味で予算措置との関係はどうなるかですな。

総務委員長～初めの予算措置については助役さんから答弁していただきます

助 役～その方は追加更正予算の方にも出ております。この方は64年度中において先ず仮に充足して行かなければいけない委員会がどういふものがあるかといふ何からしまして予算追加をお願いしている様な訳であります。この方は対象としましては前からこの8.7条の3でもつてやられていた委員会はもつておりませんが、任意の委員会としまして市町村合併の何をもつておりますので、この方が先ず真先に64年度内において考へられはせんかといふ何からしまして予算をお願いしてあります。執行部門の委員についての何でございませうが、この方については別にダブル支給の何はやらないことで、予算を計上してあります。それから今後の予算措置については、これから委員会充足してからの問題でありまして1ヶ年を通してどれ位の予算がなければならぬといふ事については、今の所検討はしてありません。

8 番～ちや今のところ当局としては64年度の場合にこれが可決になるといつた場合にこの委員会を開催されて、回数もおよそどの位といふふうになるでしょうな、これによつて算定計上されて行くといふことになるのですな。  
各15名以上といふことは、いわゆる市長の補助機関の職員で命ぜられたもの、これは市職員のことですか。

助 役～そうです。

8 番～そうするとこれを除外した実際の学識経験者でもつて任命された委員の予算措置をする訳ですな。

助 役～そうです。

8 番～2.3.についてお伺いいたします。この委員は15人以内で組織するというふうになつておりますが、この内の1と2に1は市長の補助機関市の職員であるだろうと思うんですが、そうするとこの予算措置は何名分を算定上考えているか。  
それから6条の附属機関の会議は今この新たに入れられました市長の要請又は特に必要のある場合開会することが出きるという項目が入れられておりますが結局予算措置の関係上年およそ何回位予定されているか、またこの市町村合併調査会とか、その他の審議会、この4つの部門がありますけれども、おそらく本市といたしましてはこういった諮問機関、審議会をかなり回数を多くして、この会合をもたれる可能性が充分にあるんじゃないかというふうに考えられるという意味で予算措置との関係はどうなるかですね。

総務委員長～初めの予算措置については助役さんから答弁していただきます

助 役～その方は追加更正予算の方にも出ております。この方は64年度中において先ず仮に発足して行かなければいけない委員会がどういう訳があるかという何からしまして予算追加をお願いしている様な訳であります。この方は対象としましては前からこの8.7条の3でもつてやられている委員会はもつておりませんが、任意の委員会としまして市町村合併の何をもつておりますので、この方が先ず真先に64年度内において考えられませんかという何からしまして予算をお願いしております。執行部門の委員についての何でございませうが、この方については別にダブル支給の何はやらないことで、予算を計上しております。それから今後の予算措置については、これから委員会発足してからの問題でありまして1ヶ月を通してどれ位の予算がなければならぬという事については、今の所検討はしておりません。

8 番～ちや今のところ当局としては64年度の場合にこれが可決になるといつた場合にこの委員会を開催されて、回数もおよそどの位というふうになるでしょうな、これによつて算定計上されて行くことになるのですね。  
各15名以上ということは、いわゆる市長の補助機関の職員で命ぜられたもの、これは市職員のことですか。

助 役～そうです。

8 番～そうするとこれを除外した実際の学識経験者でもつて任命された委員の予算措置をする訳ですね。

助 役～そうです。



12番～只今の答弁によりますと、議員はこの委員会の中のメンバーには加  
えるといいますが、当局としてはいふように、結果的に議員は加  
さいといふように、結果的に議員は加  
さいといふように、結果的に議員は加

助 役～この方についてお答えいたします。市町村の執行機関或は執行機  
の附属機関として委員の方につきましては、執行機関の執行機  
命ずるというふうな34条の委任は、執行機関の執行機  
ば別に違法ではないが、然し、委任は、執行機関の執行機  
政府はとつておる関係上、結局、決議の方でござい  
を相分すべきであらう、また、司法の職でござい  
そらういふことも原則的には、そういふふうな  
けなないことは、1番小さい末端行政機関に  
自治そのものは、1番小さい末端行政機関に  
、国家的存在の見地からしても、相違ない  
、町村という同じ自治をやると、何れも  
支えないんちやないかと、然し、政府の  
いた線をおき、打出して、その  
した線にあくまで三権分立、そうい  
的に委任しないという線を出して、  
然るべき事項については、然し、  
さいませぬので、その方は、結局、  
市町村事務の規模の大小、そうい  
則に原則に則つてやると、行くより  
れが原則に則つてやると、行くより  
分間或は原則を取ると、行くより  
からして原則を取ると、行くより  
に立つた場合には、違法でない限り、  
で、委員会の方でも市長の方から  
た線をおき、打出して、その  
ておけば、執行の方で、結局、  
結局は、議会であらうと、結局、  
の住に、結局、結局、結局、  
そういふふうな線を進めて

12番～宜野湾市3万5千市民の中にはたくさん議員より学識経験者の方  
がたくさんおられると思いますが、あえて不適当な区長、議員を加

12番～只今の答弁によりますと、議員はこの委員会の中のメンバーには加えるということは違法ではないか、好ましくないという様なことではございますが、当局としては議員からも学識経験者として任命したいというふうになりますれば、これは好ましくないということは、結果的によくないということになるんぢやないかと考えますが、市当局は議員をこのメンバーに加えて置けば執行者として甚だ都合が良いか加えたという意味でありますか。どうかこの点お伺いします

助 役～この方についてお答えいたします。市町村の執行機関或は執行機関の附属機関としての委員の方に議決機関である議会の議員の方を任命するというふうなことにつきましては、只今政府の見解が申述べられております通りに34条のいわゆる兼職禁止の法にふれなければ別に違法ではないが、然し妥当ではないと、何故そういう見解を政府はとつているかと申しますと、政府としましては国家的事務をやつております関係上、結局議決機関と執行機関とはおたがいに相分離すべきであると、また司法の方も三権分立の立前からして、そういうふうな何がとられている訳でございますが、只市町村自治におきましても原則的にはそういうふうな何がとられなければいけないことはゆゑもないことだと思います。然しただいねば市町村自治そのものは、1番小さい末端行政機関になつております関係上、国家的存在の見地からした場合においては、そこに自ら国家と市町村という同じ自治をやるにおいても相違して行かなければいかんぢやないかと、そういう何からしまして違法ぢやない限り任命は差支えないんぢやないかと、然しながら政府の見解としては妥当でないという線を出しておりますのですが、この方は先から申し上げました様にあくまでも三権分立、そういう立前からいたしまして原則的に妥当でないという線を出しておる訳でございますのですが、然しあくまでも兼職禁止の項としての何がございませぬので、その方は結局先申し上げました様に国家事務と市町村事務の規模の大小そういう何からしまして出き得れば原則に則つてやつて行つた方がよいことと申しますが若しそれが原則に則つてやつて行くよりも妥当でない線であるにしても分の間或はずつとというふうにもなりますでしょうが、そういう何からして原則を取るよりも、この方が良いんぢやないかという見地に立つた場合には違法でない限り可能だといふような何になりますので、委員会の方でも市長の方から議員の何については、はつきりした線を説明しておられましたので、結局これは議会の議員を任命しておけば執行の方がやりやすくなるからという見地ぢやなくして、結局は議会であろうと執行当局であろうと結局は終局の目的そのものは住民福祉につながるんだと、そういう見地からして可能な限りそういうふうな線を進めて行きたいというふうな意向であります。

12番～宜野湾市3万5千市民の中にはたくさんの議員より学識経験者の方がたくさんおられると思いますが、あえて不適当な区長、議員を加



えなくても良いと思いますがどんなもんですか。

助 役～只今の何につきましては先当局としての見解を表明しただけでありまして必ず議員を任命しなければいけないという訳ではございませんので、その方は別の問題であります。

3 番～先も御質問しましたが、この2条によります所の別表に定める調査会、審査会を置くというふうになっておりますが、条例を作る以上は恒久的であるというのが原則だと思います。1つの事件が終了して、そして又条例を改正するというふうになつた場合、この条例の趣旨というのが出きないと思うんです。その中でその4条の中に市町村合併の問題を取り上げておりますが、その問題は特別の事項だと私は思つていますが、これをあえてそこに織り込む必要があるかどうかです。その以外にこの条例で特別の事項の調査は特定の事項を審議する機関を置くことを市長が認めた場合には置くことが出きるといふ条項だけで充分ぢやないかと思いますが、その点この事件がです。終つてまた条例を改正ということがあつたら、その他に重要な案件がこれによれる問題はその審議委員会では取り挙げん様な結果になるが、市長が特に必要だという様な事で別に条例を作るとか審議をするとかいう様なことであればいいということは先も申し上げられました。然しこれにもう1つ特定の事件をする場合には特別委員会を設置することが出来るとか、そういう条項をおり込めばです。そういう様な特別の問題はそういう問題で済ませて、後でまた条例を改正することをもつて行かんでも良いかと思いませんか、その点審査した事があるかどうかです。

総務委員長～お答えします。市町村自治法の第78条の4項3号の規定によりますと、原則としては事件毎にこの附属機関を設置し、その運用条例ですか、その規程を定め、そしてその事件が終了すると、その条例を廃止するとした方が良いとするのが、原則であります。したがつて市町村合併の場合は限定されております。調査だけに範囲がせばめられております。そこで一応調査が終れば或は審査会、これ以上進める必要があれば審査会、審議会或は外の方へつつまり市町村合併促進法に基いてその組織をすというのがこの条例の本旨であります。したがつて調査の目的が一応済めば自らこの条例の改正、廃止という事になる訳であります。他の部門におきましてはやはりそこに挙げてあります所の担当事務の中にいろいろ挙げられておりますが、その事件毎に条例を設定して、そしてその事件が済めば機関が廃止されるということが原則になつていようでありますが、然し関連するたぐさんの事項が或は事務事項がございましてその条例をそのまま継続的に条例にして、そして諸問題を処理させようという事で1本にしつた様な訳であります。そこで別に或つしやる様な条項を入れても充分可能だという見解に立っております。

議 長～他にありませんか。

1 番～この条例に委員の報酬規程についてうたわれてないんですが、それについて委員会としての見解をききたい。

総務委員長～只今の問題につきましても相当つ込んだ検討をなしております。委員が任命されればそれに対する報酬支給の条文もあるべきでないかということも検討した訳であります。そこでその報酬の支給につきましても、宜野湾市報酬及び費用弁償の条例を適用して、その中で5項の中に専門委員日額2ドルということになつておりますが、それを現在は適用できないということでもあります。若しこれが不可、能であれば好ましくないということであれば、折角設置しました附属機関がはつきりしておりますので、13項を設けて新しく加えても良いということであり、附属機関の委員の報酬というふうに改正加入しても良いということでもあります。

3 番～附属機関設置につきましては特に検討されておるということですが特に前の議会から3回も決議してやれというふうに当局にお願いしてあつた那覇市に対する上水道の問題、こういつたものは一体どういう機関で取り扱うのか、この点当局に御答弁願いたいと思ひます。

助 役～その問題につきましては別に委員会を設置するか或は行財政計画審議会の方に検討してもらうかにしたいと思ひます。

3 番～それはやる意志があるかどうか、3回まで決議してですね。早急にやるようにやつていんですがね。まだ手をつけてないし、こういう審議会も出きたんだが一体この中の何において、どこの審議会に織り込んでやられる計画であるか。またやる意志があるかどうか。

助 役～行財政計画審議会の方に計画しております。

3 番～やる意志はありますね。はつきり答弁して下さい。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時46分)

議 長～再開いたします。(午後4時48分)

議 長～他に質疑もないようでありますので、本案に対する質疑を打ち切りたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異がないものと認め、本案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

議 長～他にありませんか。

- 1 番～この条例に委員の報酬規程についてうたわれてないんですが、それについて委員会としての見解をききたい。

総務委員長～只今の問題につきましても相当つ込んだ検討をなしております  
委員が任命されればそれに対する報酬支給の条項もあるべきでない  
かということも検討した訳であります。そこでその報酬の支給につ  
きましては、宜野湾市報酬及び費用弁償の条例を適用して、その中  
で5項の中に専門委員日額2ドルということになっておりますが、  
それを現在は適用できるということでもあります。若しこれが不可  
能であれば好ましくないということであれば、折角設置しました附属  
機関がはつきりしておりますので、13項を設けて新しく加えて附  
属機関の委員の報酬というふうに改正加入しても良いということ  
あります。

- 3 番～附属機関設置につきましては特に検討されておるということですが  
特に前の議会から3回も決議してやれというふうに当局にお願  
いしてあつた那覇市に対する上水道の問題、こういつたものは一体ど  
う機関で取り扱うのか、この点当局に御答弁願いたいと思いま

助 役～その問題につきましては別に委員会を設置するか或は行財政計画審  
議会の方に検討してもらうかにしたいと思えます。

- 3 番～それはやる意志があるかどうか、3回まで決議してですね。早急に  
やるようにやっているんですがね。まだ手をつけてないし、こうい  
う審議会も出きたんだが一体この中の何において、どこの審議会に  
織り込んでやられる計画であるか。またやる意志があるかどうか。

助 役～行財政計画審議会の方に計画しております。

- 3 番～やる意志はありますね。はつきり答弁して下さい。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時46分)

議 長～再開いたします。(午後4時48分)

議 長～他に質疑もないようでありますので、本案に対する質疑を打ち切り  
たいと思えますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることにいたしま  
す。

議 長～本案に対する討論を求めます。

5 番～反対討論をいたします。地方自治体におけるところの究極の目標はこれはいふまでもなく、あくまでも市民の生活向上であります。そういういつた様な明らかな目標に向つてはいつも自ら執行当局と又議会におおげきましては均こうよく制の立場という原則の立場があります。そこで執行当局の諮問機関に議員がその構成員に出る様になつて、この一部修正案に対しては賛成できません。したがつて一部修正案に対しまして反対いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時49分)

議 長～再開いたします。(午後4時50分)

18 番～原則として先程当局の説明にもありました様に終局の目的は住民福祉である。要するに政治行政において福祉行政を進める。いわゆる福祉行政をするにはより高度な角度からの政策、施策が打立てらるべきであるというふうな観点からいたしまして、その機関をたじまして市民の福祉につながる問題について先程も申し上げました。なほゆめ学識経験者をもうらした所の機関の設置によりまして、より高度な政策施策がなされるんだと、それがいわゆる住民福祉につながるんだというふうなことからいたしまして、この附属機関の設置につきましては賛成いたします。特に付け加えておきますが先程の質疑の中にもありました様に要するに議会と執行当局とのよく制均こうは保たるべきであると願わくば、こういう角度からいたしまして3万市民の中にはより高度の知識をお持ちである所の、この諮問機関の内容に盛られた所の問題に優れた方々もいらしやいますので出き得れば最高度にそういう方々をこれに任命して貰う様をお願いいたします。

議 長～討論を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め討論を打ち切ることにいたします。

議 長～議案第10号宜野湾市附属機関設置条例についてを表決に付します

議 長～原案を一部修正した委員会案に賛成の方挙手願います。賛成多数でありますので、原案を一部修正した委員会案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時35分)

議 長～再開いたします。(午後4時54分)

議 長～本案に対する討論を求めます。

5 番～反対討論をいたします。地方自治体におけるところの究極の目標はこれはいまもなく、あくまでも市民の生活向上であります。そういうような明らかな目標に向つてはいつも自ら執行当局と又議会におげきましては均こうよく制の立場という原則の立場があります。そこで執行当局の諮問機関に議員がその構成員に出る様になつてこの一部修正案に対しては賛成できません。したがつて一部修正案に対しまして反対いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時49分)

議 長～再開いたします。(午後4時50分)

18 番～原則として先程当局の説明にもありました様に終局の目的は住民福祉であると。要するに政治行政において福祉行政を進める。いわゆる福祉行政をするにはより高度な角度からの政策、施策が打立てられるべきであるというふうな観点からいたしまして、その機関を通じまして市民の福祉につながる問題について先程も申し上げました様なあらゆる学識経験者をもうらした所の機関の設置によりまして、より高度な政策施策がなされるんだと、それがいわゆる住民福祉につながるんだというふうなことからいたしまして、この附属機関の設置につきましては賛成いたします。特に付け加えておきますが先程の質疑の中にもありました様に要するに議会と執行当局とのよく制均こうは保たるべきであると願わくば、こういう角度からいたしまして3万市民の中にはより高度の知識をもちてある所の、この諮問機関の内容に盛られた所の問題に優れた方々もいらしやいますので出き得れば最高度にそういう方々をこれに任命してもらう様にお願いたします。

議 長～討論を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め討論を打切ることいたします。

議 長～議案第10号宜野湾市附属機関設置条例についてを表決に付します

議 長～原案を一部修正した委員会案に賛成の方挙手願います。賛成多数でありますので、原案を一部修正した委員会案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時35分)

議 長～再開いたします。(午後4時54分)



議 長～日程の追加をお願いいたします。  
日程第26、議案第15号、宜野湾市報酬及び費用償条例の一部を  
改正する条例についてを追加願います。

議 長～日程第26、議案第15号、宜野湾市報酬及び費用償条例の一部を  
改正する条例についてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

助 役～説明の前にミスプリントがございますのでおわび申し上げます。本文  
の方に通り改正したのでとなっておりますが、これを(したいので  
)でありますから御訂正願います。  
本案件は先の議案第10号、附属機関設置に関する条例とも関連し  
ますし、また議案第7号の追加改正予算とも関連いたしまして附属  
機関の設立において委員会活動をやつてもらおう上において現行条例  
ではマウチしない点がございまして、改正して行きたいと思つて  
追加提案してありますので、よろしく御審議願います。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

19番～金額の問題で質問いたします。学識経験者と、専門家をもつて構成  
すべきのに日額1ドルというその費用の計上基礎ですわ、どこから  
もつてきましたか、果してこの1ドルですわ、専門家自体が委員  
になつてもらえるかですわ。

助 役～報酬の何につきましては、1ドルというふうになっておりますが、  
費用弁償としまして日額2ドルになっておりますので、そういう見  
地からして1ドルにしてあります。  
実際に働いた日額で設定する様になっておりますので委員の何につ  
いては日額でやつております。

5番～若し仮に5日間か働いた場合には5ドルですわ、それ以外にまたあ  
りますか。

助 役～費用弁償が2ドルだから10ドルで計15ドルあります。

総務課長～これはですわ、報酬と費用弁償の何ではですわ、一応非常勤の場  
合には当然その職務に対する報酬とそれから勤務に対する費用弁償  
の2ツが支給される訳ですわ、それで議会の皆さん方の場合には月  
額報酬で上げておる訳です、費用弁償は勤務に対してと、今度の場  
合には報酬の日額、費用弁償の日額で結局日額報酬の支給は今先説  
明がありました様に勤務の日数に応じて支給するというふうになり  
ます。月額報酬の場合にはこれは勤務のあるなしにかかわらずぐ

議長～日程の追加をお願いいたします。

日程第26・議案第15号、宜野湾市報酬及び費用償条例の一部を改正する条例についてを追加願います。

議長～日程第26・議案第15号、宜野湾市報酬及び費用償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

助役～説明の前にミスプリントがございますのでおわび申し上げます。本文の方に通り改正したのとなっておりませんが、これを(したいので)でありますから御訂正願います。

本案件は先の議案第10号、附属機関設置に関する条例とも関連しますし、また議案第7号の追加更正予算とも関連いたしまして附属機関の設立において委員会活動をやつてもらおう上において現行条例ではマッチしない点がございまして、改正して行きたいと思つて追加提案してありますので、よろしく御審議願います。

議長～本案に対する質疑を求めます。

19番～金額の問題で質問いたします。学識経験者と、専門家をもつて構成すべきのに日額1ドルというその費用の計上差違ですわね、どこからもつてきましたか、果してこの1ドルでですわね。専門家自体が委員になつてもらえるかですわね。

助役～報酬の何につきましては、1ドルというふうになつておりますが、費用弁償としまして日額2ドルになつておりますので、そういう見地からして1ドルにしてあります。

実際に働いた日額で設定する様になつておりますので委員の何については日額をやつております。

5番～若し仮に5日間か働いた場合には5ドルですわね、それ以外にまたありますか。

助役～費用弁償が2ドルだから10ドルで計15ドルあります。

総務課長～これはですわね、報酬と費用弁償の何ではですわね、一応非常勤の場合には当然その職務に対する報酬とそれから勤務に対する費用弁償の2ツが支給される訳ですわね。それで議会の皆さん方には月額報酬で上げておる訳です。費用弁償は勤務に対してと、今度の場合には報酬の日額、費用弁償の日額で結局日額報酬の支給は今先説明がありました様に勤務の日数に応じて支給するというふうになります。月額報酬の場合にはこれは勤務のあるなしにかかわらず

月としてやる訳ですね。日額の場合には報酬の場合でも勤務日数の報酬を上げる訳です。というのが原則になつております。この意味で議会の皆様方の報酬はこれは支払いの方法が全然別個でありますので、いわゆる別個に差し上げる訳です、結局勤務に応じては費用弁償という形で費用弁償だけ別個に上げられる訳であります。ところがこの日額支給の場合には1日出席しますと1日の報酬とそれから1日の費用弁償2ツのしよ証によつて差上げるんですね。そうするとこの人々は報酬としては出る度毎にしかありませんので、結局通常のそういうものとは少し差をつけて、1回でると3ドルというふうな内容の条例であります。

3 番～一役の方々は30ドルという訳ですか。

総務課長～いや30日でした場合は30ドルということですが、30<sup>日</sup>出た場合は報酬30ドルに費用弁償がつく訳であります。

12番～それでは30日出た場合は合計90ドルという訳ですね。

総務課長～そうであります。皆様方が30日必出の場合は現在の25ドルとそれからですね、~~そうなり~~それから60ドルの費用弁償で結局85ドルですね。そうなりますからこの人々は30日間ぶつ通して出ても90ドルということになる訳です。

8 番～これは費用弁償だけうたうのは具合いですか。

総務課長～これは費用~~額~~弁償を上げる対象は当然報酬も上げるべきであります。ただ上げる方法として月額で上げる方法、それから日額で上げる方法があるというふうな方法があるだけであつて、一応費用弁償の対象になることは報酬の対象にもなるということですが。

8 番～日額をやらないで報酬だけ3ドルというふうに条例を改正する訳にはいかんか。

総務課長～その場合には費用弁償という両方やらなければなりませんので、報酬というのは役務に対する役務手当です。

8 番～非常勤であつても、

総務課長～はいはい非常勤でありまして、皆さん方も非常勤ではございますが、議員という職責に対する職務に対する報酬ですね、それから勤務に対しては費用弁償、全然これは性質が別でありますので。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時58分)

月としてやる訳ですね。日額の場合には報酬の場合でも勤務日数の報酬を上げる訳です。というのが原則になつております。この意味で議会の皆様方の報酬はこれは支払いの方法が全然別個でありますので、いわゆる別個に差し上げる訳です。結局勤務に応じては費用弁償という形で費用弁償だけ別個に上げられる訳であります。ところがこの日額支給の場合には1日出席しますと1日の報酬とそれから1日の費用弁償2つのしよう証によつて差上げるんですね。そうするとこの人々は報酬としては出る度毎にしかありませんので、結局通常のそういうものとは少し差をつけまして、1回でると3ドルというふうな内容の条例であります。

3 番～一般の方々は30ドルという訳ですか。

総務課長～いや30日でした場合は30ドルということですが、30日出した場合は報酬30ドルに費用弁償がつく訳であります。

12番～それでは30日出した場合は合計90ドルという訳ですね。

総務課長～そうであります。皆様方が30日出席する場合は現在の25ドルとそれからですね、一そうなりそれから60ドルの費用弁償で結局85ドルですね。そうなりますからこの人々は30日間ぶつ通して出ても90ドルということになる訳です。

8 番～これは費用弁償だけうたうのは具合いですか。

総務課長～これは費用弁償を上げる対象は当然報酬も上げるべきであります。ただ上げる方法として月額で上げる方法、それから日額で上げる方法があるというふうな方法があるだけであつて、一応費用弁償の対象になることは報酬の対象にもなるということです。

8 番～日額をやらなくて報酬だけ3ドルというふうに条例を改正する訳にはいかなんか。

総務課長～その場合には費用弁償という両方やらなければなりませんので、報酬というのは勤務に対する勤務手当です。

8 番～非常勤であつても。

総務課長～はいはい非常勤でありまして、皆さん方も非常勤ではございますが、議員という職責に対する勤務に対する報酬ですね、それから勤務に対しては費用弁償。全然これは性質が別でありますので。

議長～暫休憩いたします。(午後4時58分)

議 長～再開いたします。(午後5時)

議 長～只今定刻5時であります。日程がまだ終了いたしませんので時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議 長～再開いたします。(午後5時11分)

議 長～他に質疑がなければ、本案に対する質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討論を省略することにいたします。

議 長～議案第15号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。  
原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、議案第15号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については原案通り可決決定いたします。

議 長～次は議案第7号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。  
本案は質疑の段階において継続審議になつておりましたので、質疑を願います。

議 長～再開いたします。(午後5時)

議 長～只今定刻5時であります。日程がまだ終了いたしませんので時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議 長～再開いたします。(午後5時11分)

議 長～他に質疑がなければ、本案に対する質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の聲がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討論を省略することにいたします。

議 長～議案第15号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。  
原案通り可決定することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、議案第15号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については原案通り可決定いたします。

議 長～次は議案第7号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを議題といたします。  
本案は質疑の段階において継続審議になつておりましたので、質疑を願います。

3 番～予算の年度が後3ヶ月になつておりますが、もつと当局においてかく財源がないかどうか、又追加更正を出されては困るのだが、もつとないかどうか、その点お聞きかせ願います。この前我々が条例の決定をした所の船ばく手数料ですか。登録手数料はどこに計上してあるか。又現に今政府事業でやっている所のアスファルト工事の地元負担の寄附があると思うんですが、それはどこに計上されているかお伺いいたします。

助 役～お答えします。船ばくの手数料については、その他手数料として処理しております。それから寄附金の地元負担の何については寄附金の方で当初予算で計上してあります。しかし船ばくの手数料については費目存置にしてあります。

3 番～費目存置ですか。それは実際はあるんでしょう。

5 番～9款4項2目過年度収入が1,000ドルとなつておりますが、これは何年度分ですか。

助 役～何年度分ちやなくて、今あるだけの帯納繰越というふうになつております。

5 番～例えばですよ、2会計年度、1会計年度分であるか。何年度分にまたがつておりますか。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時25分)

議 長～再開いたします。(午後5時26分)

助 役～資料の方は今持つておりませんが、2・3ヶ年分というふうになつております。

4 番～と場費であります。この事業は独立採算制の原則として作られ、そこでお伺いしたいのは収入と支出、支出の面については減価償却費或は借入利息そういったような収支計算。どの程度の残額があるかどうか、それには管理費、人件費も入れてもらいたいと思います。

16番～予算の内に基本財産積立金からの繰入れがありますけれども、議決の必要はないかどうか御検討願います。

議 長～本案は質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

3 番～予算の年度が後3ヶ月になつておりますが、もつと当局においてかく財源がないかどうか、又追加更正を出されては困るのだが、もつとないかどうか、その点お聞きかせ願います。この前我々が条例の決定をした所の船ばく手数料ですか、登録手数料はどこに計上してあるか。又現に今政府事業でやっている所のアスファルト工事の地元負担の寄附があると思うんですが、それはどこに計上されているかお伺いいたします。

助 役～お答えします。船ばくの手数料については、その他手数料として処理しております。それから寄附金の地元負担の何については寄附金の方で当初予算で計上してあります。しかし船ばくの手数料については費目存置にしております。

3 番～費目存置ですか。それは実際はあるんでしょう。

5 番～9款4項2目過年度収入が1,000ドルとなつておりますが、これは何年度分ですか。

助 役～何年度分ぢやなくて、今あるだけの帯納繰越というふうになつております。

5 番～例えばですよ、2会計年度、1会計年度分であるか。何年度分にまたがつておりますか。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時25分)

議 長～再開いたします。(午後5時26分)

助 役～資料の方は今持つておりませんが、2.3ヶ年分というふうになつております。

4 番～と場費であります。この事業は独立採算制の原則として作られ、そこでお伺いしたいのは収入と支出、支出の面については減価償却費或は借入利息そういったような収支計算。どの程度の残額があるかどうか、それには管理費・人件費も入れてもらいたいと思います

16番～予算の内に基本財産積立金からの繰入れがありますけれども、議決の必要はないかどうか御検討願います。

議 長～本案は質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)



議長～御異議がございませんので、本案は質疑の段階において継続審議といたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時28分)

議長～再開いたします。(午後5時40分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉ることにいたします。  
尚明日は午前10時より開会いたします。

議長～散会(午後5時41分)

議 長～御異議がございませんので、本案は質疑の段階において継続審議といたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時28分)

議 長～再開いたします。(午後5時40分)

議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉ることにいたします。  
尚明日は午前10時より開会いたします。

議 長～散会(午後5時41分)